田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 公 告 ページ
○ 北九州市屋外広告物条例による講習会の実施【建設局道路部管理課】
○ 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】
◇ 交 通 局
○ 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】

北九州市公告第445号

北九州市屋外広告物条例(昭和38年北九州市条例第68号)第24条第1項の講習会を次のとおり実施する。

令和3年6月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開催日時

令和3年8月20日午前10時30分(受付開始10時)から午後5時まで

2 開催場所

北九州市小倉北区大手町11番4号 北九州市立男女共同参画センター

- 3 講習会の教科
 - (1) 屋外広告物に関する法令
 - (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - (3) 屋外広告物の施工に関する事項
- 4 受講申請書の受付期間

令和3年7月26日から同年8月6日まで(日曜日及び土曜日を除く。) の毎日午前8時30分から午後5時まで

5 受講申請書の受付場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部管理課

北九州市公告第446号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により北九州市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、変更後の農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間
 - 令和3年6月29日から同年7月30日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局農林水産部農林課
- 3 意見書の提出について

北九州市に住所を有する者は、上記縦覧期間満了の日までに変更後の農業振興地域整備計画案について、北九州市に意見書を提出することができる。

4 異議の申出について

農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者には、変更後の農用地利用計画案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北九州市にこれを申し出ることができる。

北九州市交通局管理規程第6号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月28日

北九州市交通局長 福 本 啓 二

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(電子的方法により支払済みの運賃額その他必要な情報を記録し、又は書き換えることができる形式をいう。以下同じ。)」を削り、「別に」の次に「管理者が」を加え、同条第2項を削る。

第3条の3第1項中「管理者が別に」を「別に管理者が」に、「別表第1の 2」を「別表第2」に改め、同条第3項中「管理者が別に」を「別に管理者が 」に改める。

第3条の4を削る。

第3条の5中「第1条第1項第5号」を「第1条第1項第4号」に、「、1 人」を「1人」に改め、同条を第3条の4とする。

第4条第1項中「普通乗車券、回数乗車券」を「紙式の普通乗車券」に改め、「普通乗車券及び団体乗車券にあっては」及び「、回数乗車券にあっては乗車券の利用可能額に相当する区間とし」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「、旅行目的」を「旅行目的」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第4条の2の見出し中「積増し」を「記録」に改め、同条第1項中「乗車券については」を「定期乗車券は」に改め、「(以下「積増し」という。)」を削り、同条第2項を削る。

第5条の表の回数乗車券(一般乗合自動車内においては、管理者が指定するものに限る。)の項を削り、同表の団体乗車券の項中「、向田営業所」を「及び向田営業所」に改め、同表の定期乗車券の項中「、二島案内所」を「及び二島案内所」に改め、同表の特殊乗車券の項中「乗車券委託発行所、」を削り、「、一般乗合自動車内」を「及び一般乗合自動車内」に改める。

第5条の2の表の乗車券委託発行所の項を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

別表第2を削り、別表第1の2を別表第2とする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年7月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程(以下「旧規程」という。)の規定により発行された回数乗車券の運賃の返還については、別に管理者が定める。
- 3 旧規程の規定により発行された通勤通学定期券については、なお従前の例による。